

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

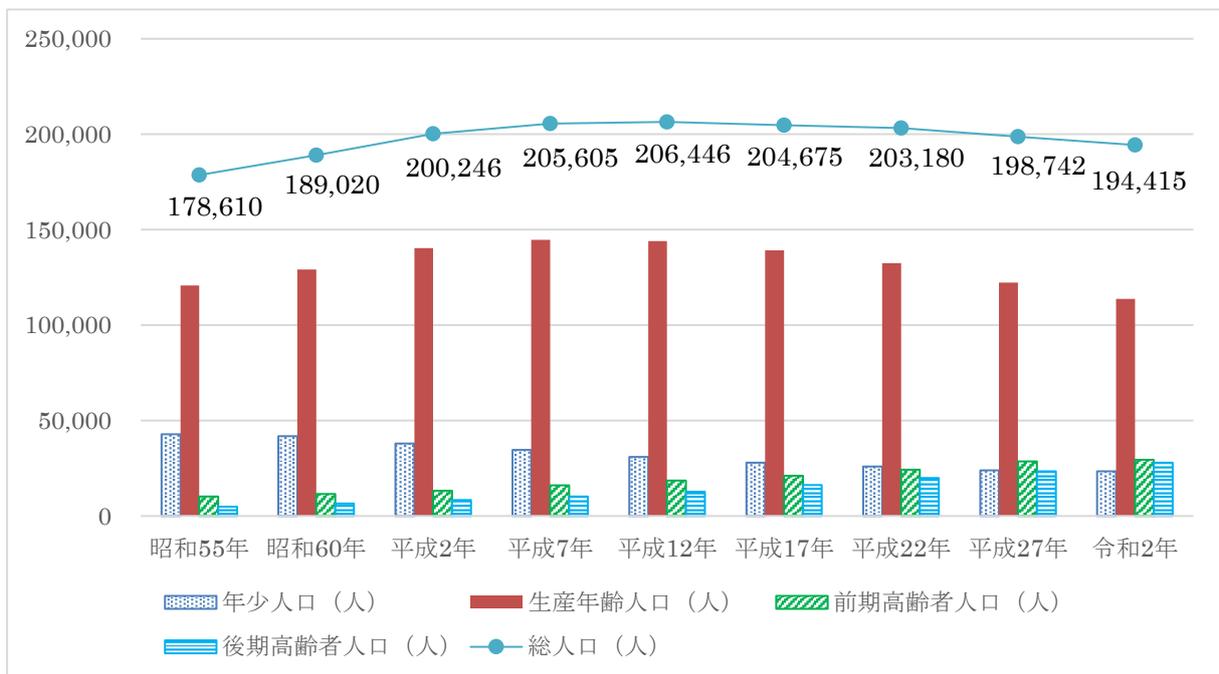
(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

① 地域の人口構造

本市の人口は、令和2年国勢調査の結果によると194,415人で、埼玉県内で9番目、県北地域で最大都市であるが、平成12年の206,446人をピークに人口の減少傾向が続いている(表1)。また、埼玉県町丁字別人口調査によると、平成25年に前期高齢者人口(65~74歳)が年少人口(0~15歳)を上回り、今後は急激に少子高齢化が進行していくことが予測されている。

これに対し、本市では令和元年度に「第2期熊谷市人口ビジョン・総合戦略」を策定し、雇用促進、転入・定住促進、出産・子育て支援の3分野で基本目標及びそれぞれの施策に関するKPI(重要業績評価指標)を設定して取り組んでおり、都市の魅力を高めることで人口構成の均衡が図られた「持続可能なまち」を目指した取り組みを進めているところである。

【表1 昭和55年から令和2年までの総人口と年齢4区分別人口の推移】



出典：国勢調査 (人口総数は、年齢不詳を含む。)

② 産業構造

本市は、利根川・荒川の2大河川に囲まれた豊かな自然環境を有し、また、鉄道・道路等の交通の要衝としての利便性を生かし、農・商・工のバランスの

とれた県北地域の中核都市としてこれまで発展してきた。

本市の市内総生産（令和3年度：名目）は約9,800億円で、埼玉県の県内総生産（同）約23兆7,300億円の4.1%を占め、県内第4位である（表2）。

産業別では、第一次産業は約31億円で県内第5位、第二次産業は約3,930億円で県内第3位、第三次産業では約5,770億円で県内第6位と、各産業分野で県内上位に位置している。

交通の要衝である利便性を生かし、古くから商工業が盛んで、年間商品販売額は県内第5位（表3）、製造品出荷額等は県内第2位（表4）であり、また、一大消費地である東京に近接し、交通インフラも充実していることから、露地野菜の生産も盛んで、農業出荷額は県内第5位となっている（表5）。

市内の工業系企業の事業所数は、平成元年の569事業所をピークに平成30年は287事業所となっている。また、商業系企業では、小売業の事業所数は平成14年の2,070事業所に対して令和3年は1,191事業所、卸売業は同時期で720事業所から503事業所と減少傾向にあり、市内の経済状況は厳しい状況が続いている（表6・7）。

【表2 市町村内総生産】

順位	市町村	総生産額（百万円）
1	さいたま市	4,823,432
2	川越市	1,465,122
3	川口市	1,426,594
4	熊谷市	983,480
5	所沢市	883,473

出典：埼玉の市町村民経済計算（令和3年度）

【表3 年間商品販売額】

順位	市町村	金額（万円）
1	さいたま市	522,181,800
2	川口市	101,568,000
3	越谷市	77,890,900
4	川越市	73,629,700
5	熊谷市	67,924,500

出典：「経済センサス-活動調査」（令和3年6月1日現在）

【表4 製造品出荷額等】

順位	市町村	金額 (万円)
1	狭山市	95,675,551
2	熊谷市	91,333,299
3	川越市	83,028,970
4	さいたま市	82,766,616
5	加須市	48,207,197

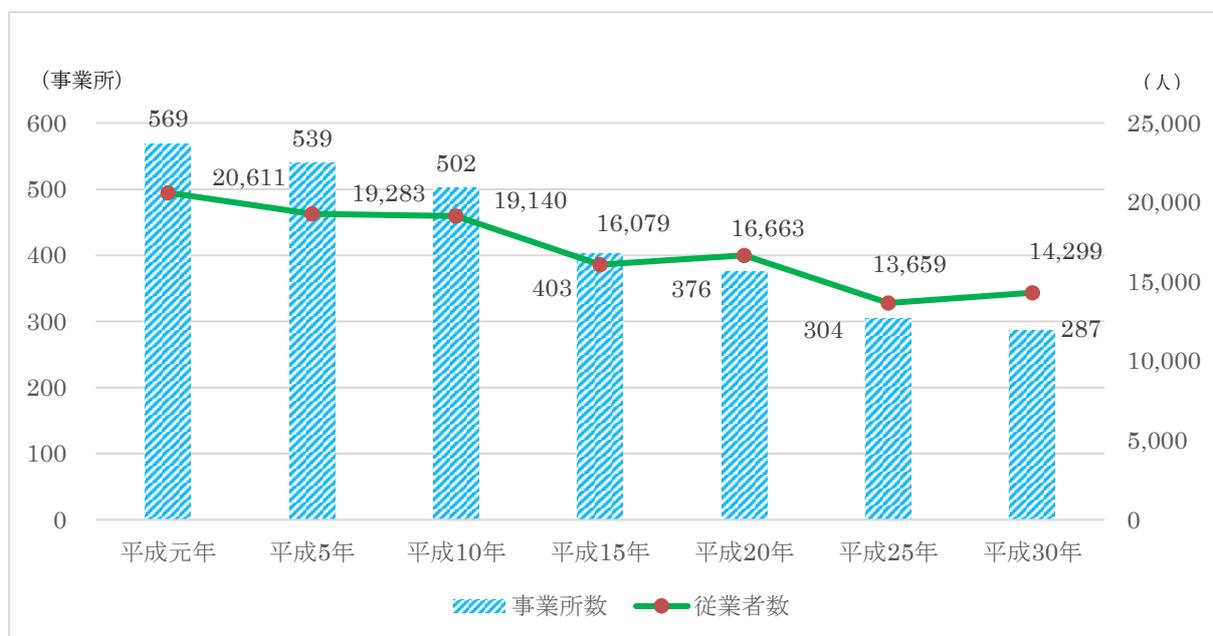
出典：埼玉県 経済センサスー活動調査 (令和3年)

【表5 農業産出額 (耕種)】

順位	市町村	産出額 (万円)
1	深谷市	2,296,000
2	羽生市	1,035,000
3	さいたま市	1,031,000
4	加須市	718,000
5	熊谷市	704,000

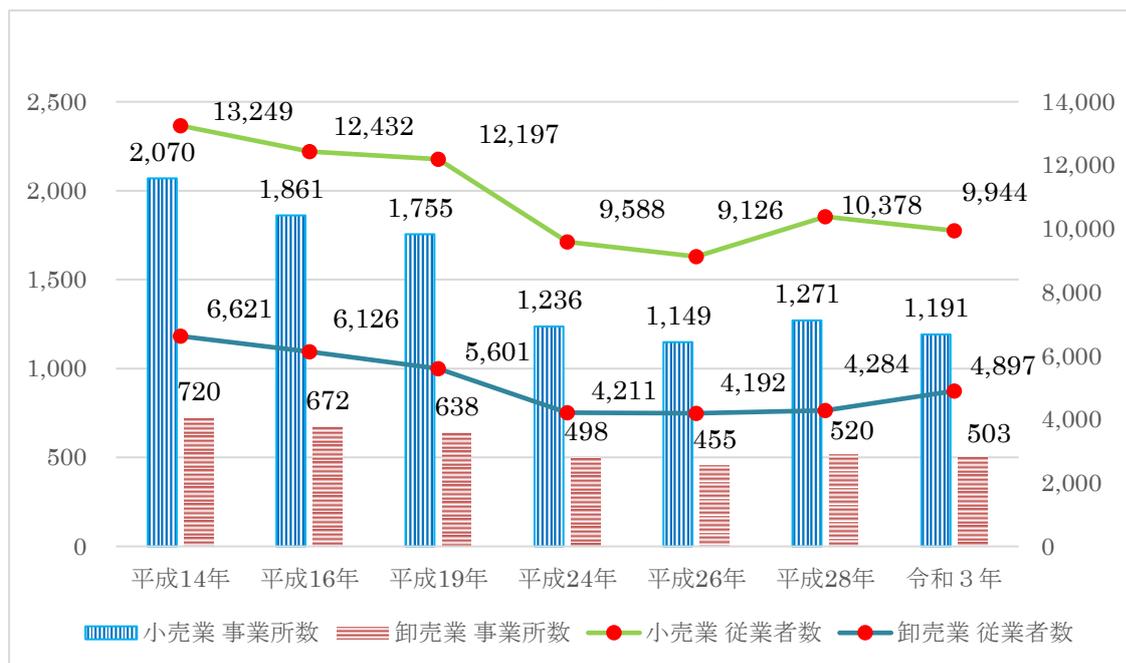
出典：農林水産省 市町村別農業産出額 (推計) (令和2年)

【表6 工業系 事業所数・従業者数の推移】



出典：工業統計調査

【表7 商業系 事業所数・従業者数の推移】



出典：商業統計調査、平成24年・28年・令和3年 経済センサス-活動調査

③ 中小企業者の実態等

市内の企業の大部分は中小企業であり、工業系の中小企業（従業者数300人未満）の全体に占める割合は、事業所数は約97%、従業員数では約68%、また製造品出荷額等では約36%となっている。

本市では、助成金や事業資金融資の利子補助事業など、中小企業振興のための事業を継続して行ってきた。また、地域経済の活性化や雇用促進を図る施策等を検討するため、企業から意見・要望を募集する「御用聞き便」を毎年度実施し、意見の集約を行ってきた。

令和6年度に実施した「御用聞き便」では、物価の高騰や原油価格及び電気料金の高騰による影響が多数寄せられた。また、今後の経営等に当たり、生産性向上の施策として、作業の効率化を図ると同時に技術の維持向上や設備更新・新規設備投資を行っていくなどの意見が寄せられた。

本市地域経済の発展のためには、その中核をなす中小企業者の振興が不可欠である。しかし、ここ数年の国内経済の回復傾向により都市部の大企業が業績を拡大させているのに対し、地方の中小企業者を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。少子高齢化や人手不足、設備の老朽化等、厳しい事業環境を乗り越えるため、企業と行政が連携して効果的な取り組みを行っていくことが必要である。

なお、工業分野においては、業種ごとに分かれていた工業会を統合した団体である「ものづくり熊谷」が平成28年7月に設立され、域内事業者の連携による地域経済の活性化を目指し、受発注事業の展開、大企業と中小企業とのネットワーク構築などに取り組んでいる。

(2) 目標

工業系事業所数は、平成 20 年の 376 事業所から平成 30 年には 287 事業所となり、10 年間で 89 事業所の減少であった。そこで、本基本計画の活用により、事業所数の維持を図るため、計画期間中に 20 社（年平均 10 社）の先端設備等導入計画の認定を目指す。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、特定の業種に特化することなくバランスの取れた産業構造であることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。ただし、太陽光発電設備等については、自社の社屋・工場等の屋上や自社の敷地内でなければ対象としない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市では、既存の事業所が市内の広範囲に立地しており、本計画の対象地域は本市の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、特定の業種・事業に特化することなく広範囲にわたるため、本計画の対象業種・事業は全業種・全事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から 2 年間（令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は 3 年間、4 年間又は 5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- 雇用の安定を図るため、人員削減を目的とした取組は計画認定の対象としない。
- 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては計画認定の対象としない。
- 太陽光発電設備等の設置に当たっては、「熊谷市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」を遵守すること。